

# 特別養護老人ホーム「なごみ」運営規程

## 第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人ライフサポート協会（以下「法人」という）が設置運営する特別養護老人ホーム「なごみ」（以下「なごみ」という。）が介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設事業を実施するにあたり必要とする事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とするものです。

## 第2条（基本方針）

「なごみ」におけるサービスは、入居者のその人らしい生活の継続をめざします。一人ひとりの入居者とのかかわりを大切にし、いつかこも「わが家」と思っただけのような家庭的な雰囲気への支援に努めます。入居者の立場に立って、ゆっくりと寄り添い、その方のペースで生活できるように支援します。おいしく食べ、気持ちよくお風呂に入り、豊かな人間関係の下で個性ある楽しい暮らしが送れるように支援します。

## 第3条（運営方針）

「なごみ」におけるサービスは、要介護1以上の認定を受けた方のうち、常時介護を必要とし、かつ、居宅において継続して介護を受けることが困難な方を対象とします。

2 「なごみ」におけるサービスは、施設サービス計画に基づき、入居者及びその家族等への説明と同意をふまえて実施するものとします。

3 サービスの計画・提供にあたっては、入居者の人権を尊重し、常にその方らしい生活を第一に考えます。

4 法人は自ら提供する「なごみ」におけるサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることに努めます。

## 第4条（なごみの所在地）

特別養護老人ホーム「なごみ」の所在地は、大阪市住吉区帝塚山東5丁目10番15号です。

## 第5条（入居者の定員）

「なごみ」入居者の定員は30名です。

## 第6条（職員の区分及び定数）

「なごみ」に以下の職員を置きます。

- (1) 施設長（管理者） 1人  
職員及び業務全般の管理にあたります。
- (2) 医師 1人  
入居者の健康管理にあたります。
- (3) 生活相談員 1人  
入居者からの相談に応じます。
- (4) 看護職員 1人  
入居者の健康管理にあたります。
- (5) 介護職員 9人  
入居者の介護・介助にあたります。
- (6) 機能訓練指導員 1人（看護職員が兼務）  
入居者の必要に応じて機能訓練にあたります。
- (7) 管理栄養士 1人  
入居者の食事管理及び献立の作成、栄養管理にあたります。
- (8) 介護支援専門員 1人  
入居者のサービス計画の作成・変更にあたります。

- (9) 事務員 1人  
施設の事務にあたります。

#### 第7条（サービス内容）

「なごみ」では、入居者の自立支援及び日常生活の充実にむけて、入居者の状況に応じて、次のサービスの提供を行います。

- ① 栄養並びに入居者の状況・嗜好を考慮した食事の提供。
- ② 入浴の自立を意識した1週間に2回以上の入浴。
- ③ 各入居者の排泄リズムに合わせた自然な排泄への援助。
- ④ 調理・洗濯等日常生活を送る上での生活機能の維持改善のための機能訓練。
- ⑤ 入居者の健康状態を管理し、健康維持のための適切な対応。
- ⑥ 適宜に入居者のためのレクリエーションの実施。
- ⑦ 入居者の心身の的確な状況把握に努め、入居者や家族等の相談に応じるとともに、必要な助言・援助。
- ⑧ その他、入居者の日常生活を向上させるための必要な援助。

#### 第8条（サービスの費用）

「なごみ」において、法定代理受領サービスに該当する指定介護老人福祉施設サービスを提供した場合は、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から「なごみ」に支払われる施設介護サービス費の額を引いた金額（おおむねサービス利用料の1割）をいただきます。

2 「なごみ」において、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスを提供した場合は、入居者から受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間で不合理な差額が生じないようにします。

3 「なごみ」では、前二項の支払いを受ける額のほかに、以下のような居住費及び食費、日常生活費用の額を入居者からいただくことがあります。ただし、「特定入所者介護サービス費」の受給対象となる方の場合は、定められた負担限度額をお支払いいただきます。入居者が入院又は外泊された場合も居住費はお支払いいただきます。なお、7日以上入院・外泊による居住費につきましては「特定入居者介護サービス費」適用されませんので、第1段階から第3段階の方も以下の費用をお支払いいただきます。

- 1) 居住費（1日あたり）個室は1,340円 多床室は720円
- 2) 食費（1日あたり） 1,380円
- 3) 日常生活用品の提供 実費
- 4) お好みの飲み物等の提供 実費
- 5) 特別メニューの食事・飲み物の提供 実費（消費税は別途徴収）
- 6) 理美容サービス 実費
- 7) 金銭管理費 1ヶ月1,000円
- 8) その他、入居者の個別要望に沿ったサービス 実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、予め入居者またはその家族に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を得るものとします。また、制度変更や経済情勢の変化に伴うサービス費用の変更に際しては、1ヶ月前までに入居者またはその家族の了解を得るものとします。

#### 第9条（入居手続きの説明及び同意）

施設サービスの提供にあたっては、あらかじめ入居者又はその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制その他入居者のサービス選択に必要な重要事項を記した文書を渡して説明を行い、その同意を得るものとします。

#### 第10条（提供拒否の禁止）

「なごみ」は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒むことはありません。

#### 第11条（サービス提供困難時の対応）

入居申込者が入院治療を必要とする場合、その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合には、適切な病院もしくは診療所、または介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。

#### 第12条（入退所）

「なごみ」は、身体または精神上的の困難があり、常時介護を必要とし、かつ、居宅において継続して介護を受けることが困難な方に施設サービスを提供するものとします。

2 入居者の入居に際しては、入居者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅介護サービス利用状況等の把握に努めます。

3 「なごみ」は、入居者についてその心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討します。

4 居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、入居者及びその家族の希望、入居者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、入居者の円滑な対処のために必要な援助を行います。

#### 第13条（施設サービス取扱方針）

「なごみ」は、施設サービス計画に基づき、入居者の要介護状態の軽減または悪化の防止に役立つよう、心身の状況に応じて、入居者に適切な援助を行います。

2 「なごみ」は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮してサービスを行います。

3 「なごみ」の職員はサービスの提供に当たって、懇切丁寧を旨として、入居者または家族に対し、援助する上で必要な事項について、わかりやすく説明をします。

4 「なごみ」は、サービスの提供に当たって、入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するために緊急やむをえない場合を除いて、身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為は行いません。

5 「なごみ」は、前項の身体的拘束等を行う場合には、以下の手続きにより行うこととします。

- (1) 身体拘束廃止委員会を設置します。
- (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束等にかかる態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由を記録します。
- (3) 入居者またはその家族に説明し、その他の方法がなかったか改善方法を検討します。

6 「なごみ」は、自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

#### 第14条（緊急時の対応）

入居者の病状に急変が生じた場合は、速やかに当該入居者の家族及び嘱託医師に連絡をとるとともに、「なごみ」があらかじめ定めた協力医療機関への連絡等の必要な措置をとることとします。

#### 第15条（事故発生の防止及び発生時の対応）

入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供において事故の発生を防止するとともに、万一事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入居者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

2 「なごみ」に「事故発生防止のための指針」を整備します。

3 「なごみリスクマネジメント委員会」を設置し、事故防止のための分析・検討を行うとともに、職員全体への研修に取り組みます。

4 「なごみ」は前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。

5 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場

合は、誠意をもって対応し、損害賠償を行うものとします。

#### 第16条（非常災害対策）

「なごみ」は、非常災害に備えて定期的に避難、救出、その他必要な訓練を年2回以上行います。（うち1回は原則的に夜間訓練とします）

2 「なごみ」は、消防法に準拠して非常災害に関する具体的計画を別に定めます。

#### 第17条（衛生管理等）

「なごみ」は、入居者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行います。

2 「なごみ」は、感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講じます。

#### 第18条（重要事項の掲示）

「なごみ」は、見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、苦情解決体制の概要、その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示します。

#### 第19条（秘密保持等）

「なごみ」職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、業務上知りえた入居者またはその家族の秘密を漏らしてはならず、同時に「なごみ」は、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

2 「なごみ」は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとします。

#### 第20条（苦情解決）

「なごみ」は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置します。

2 前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録します。

3 入居者からの苦情に関して市町村および国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行い、その内容を市町村に報告します。

#### 第21条（地域との連携）

「なごみ」は、運営に当たっては地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流をはかります。

2 「なごみ」は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、市町村等が派遣する人が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力します。

#### 第22条（記録の整備）

「なごみ」は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存します。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 身体拘束等の態様およびその時間、その際の入居者の心身の状況並びにい緊急やむをえない理由の記録
- (4) 入居者に関する保険者への通知に関する記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録

第23条（施設利用に当たっての留意事項）

入居者には、「なごみ」を利用するに当たって、以下の点に留意していただきます。

- （1） 入居者には居室等を本来の用途に従って利用していただきます。
- （2） 入居者が「なごみ」の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

第24条（法令との関係）

この規程に定めのない事項については、介護保険法並びに関係法令に定めるところによります。

- 附則
- この規程は、2004年4月1日から施行します。
  - この規程は、2005年10月1日から施行します。
  - この規程は、2008年4月1日から施行します。
  - この規程は、2008年9月1日から施行します。